

## 平成 26 年度及び平成 27 年度の後期高齢者医療保険料率が決まりました

2月14日（金）に開催された平成26年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会において、平成26年度及び平成27年度の後期高齢者医療保険料率及び賦課限度額が下記の表のとおり決定されました。

保険料	均等割額 所得割率	平成 26・27 年度	平成 24・25 年度（参考）
		39,500 円 8.00%	39,500 円 8.00%
保険料の賦課限度額（上限額）		57 万円	55 万円

### 後期高齢者医療保険料率の見直しについて

後期高齢者医療制度の保険料率は、各都道府県で2年に一度見直しされることとなっています。

また、後期高齢者医療制度では、公費が約5割、現役世代からの支援金が約4割、被保険者の後期高齢者医療保険料が約1割を負担することにより、被保険者が受ける医療に係る給付等を行っています。

被保険者一人当たりの医療給付費については、年々増加傾向にあり、今後も増加が見込まれるところですが、平成26・27年度の保険料率を決定するに当たっては、保険料調整基金を活用することにより、保険料率の上昇を抑制したため、平成24・25年度から据え置きとなりました。

### 個人ごとの保険料額の決めかた

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{1年間の保険料額} \\ \text{(100円未満切り捨て)} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{均等割額} \\ \text{39,500円} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{l} \text{所得割額} \\ \text{(賦課のもととなる金額)} \\ \times 8.00\% \end{array}}$$



※賦課のもととなる金額 = 総所得金額等 - 基礎控除 33 万円

※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差し引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

※年度の途中で被保険者になられた方は、資格取得月からの月割りで保険料額が計算されます。

### 平成 26 年度及び平成 27 年度の保険料の軽減について

#### 【均等割額の軽減】

世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が次の場合	均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額
33 万円を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入 80 万円以下の世帯（※その他各種所得がない場合）	9 割	3,950 円
33 万円を超えない世帯	8.5 割	5,925 円
33 万円 + 「24.5 万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯	5 割	19,750 円
33 万円 + 「45 万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯	2 割	31,600 円

※収入が公的年金のみの方は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が 330 万円以下は 120 万円）を差し引き、65 歳以上の方は、さらに高齢者特別控除（15 万円）を差し引いて判定します。

#### 【所得割額の軽減】

保険料の所得割額を負担している方で、基礎控除後の総所得金額等が 58 万円以下（年金収入のみの方は、その額が 153 万円から 211 万円以下）の場合は、所得割額が 5 割軽減されます。

#### 【その他の軽減】

後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、均等割額が 9 割軽減され、所得割額の負担はありません（国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません）。

### 後期高齢者医療保険料の納付書が届いたら、納期限内の納付をお願いします

75 歳以上及び 65 ～ 74 歳までの一定の障がいをお持ちの方が加入する後期高齢者医療制度では、被保険者の方一人ひとりが保険料を納付することになります。

保険料は、被保険者の方が病気やケガをしたときの医療費の一部や後期高齢者医療制度の運営に充てられる大切な財源です。

納付書がお手元に届いたときには、納期限までに納付をお願いします。

納期限までに納付がされないときは、督促状や催告書で納付を促します。さらに納付がされない、滞納処分を行うこととなります。事情により、納付が困難なときは、お早めにご相談ください。

【問い合わせ】 ○ 保険料の計算について 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 TEL 029-309-1213  
○ 保険料の納付について 国保年金課 医療グループ（玉造庁舎） TEL 0299-55-0111

平成26年度よりスタート!

YAHOO! 公金支払い JAPAN

※分割納付も可能  
※ポイントも貯まる

# インターネットで 24時間納税できます!

クレジットカードで公金支払い

お支払いはとっても簡単!  
画面の指示に従って、情報の入力と  
確認を行えば手続きは完了します。



ご準備  
いただくもの

市税の納付書  
(領収済通知書)



ご利用可能な主なクレジットカード



上記のブランドロゴが入ったカードがご利用いただけます。  
(他カードも利用できます。詳しくはヤフーHPでご確認を)

## ご利用方法

※口座振替をご利用の方は、口座振替廃止手続きをされたうえで、ご利用できます。  
※車検などで納税証明書の発行をお急ぎの方は、クレジットカード以外の支払方法をご利用ください。



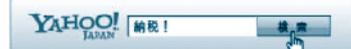
パソコンから

▼ アクセス方法  
URLを直接入力

URL <http://koukin.yahoo.co.jp/>

納税!

Yahoo! JAPANで検索



携帯電話から

▼ アクセス方法  
URLを直接入力

URL <http://koukin.mobile.yahoo.co.jp/>

QRコードを取り込む

カメラ付き携帯電話で  
QRコードを取り込む



対象税目

平成26年度以降の市県民税(普通徴収)・  
固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税

利用期間

上記税目の各期納期限まで

決済手数料

納付金額	決済手数料
~10,000円	0円
~20,000円	100円(税別)
~30,000円	200円(税別)
~40,000円	300円(税別)
以降10,000円 増えるごとに	100円(税別) ずつ加算

## ご注意

- ◆ 行方市からは領収書は発行しませんので、納付書(領収済通知書)とカード会社が発行する利用明細書などでご確認ください。
- ◆ 金融機関やコンビニエンスストアなど納税窓口や店頭でのクレジットカードによる支払はできません。
- ◆ 軽自動車税をクレジットカードで納付された方には、後日、行方市から継続検査用納税証明書を郵送します。

## ご利用手順

軽自動車税 領収済通知書 1454

加入者 行方市 会計管理者 振替口座番号

市町村コード 茨城 県 行方市 平成 年度 全期

納税額 平成 年 月 日 税額

督促手数料 円 延滞金 円

合計金額

④クレジットカード納付番号 様

- 1 パソコンまたは携帯電話より「Yahoo!公金支払い」にアクセスします。
- 2 「Yahoo!公金支払い」トップページ対象税目から行方市を選択します。
- 3 納付書(領収済通知書)をお手元に用意し、注意事項を確認のうえ、「確認して次へ」ボタンを押します。
- 4 画面の項目にしたがって、クレジット納付用番号をもれなく入力します。入力が終了したら「次へ」ボタンを押します。
- 5 支払い金額を確認し、支払いに使うクレジットカード情報を入力します。入力が終了したら「次へ」ボタンを押します。
- 6 最後に確認画面が表示されますので入力内容を確認し、「支払う」ボタンを押します。支払い手続きが完了します。
- 7 支払い手続き画面を印刷し、記録として残しておくことをお勧めいたします。

お問い合わせ先 行方市役所 収納対策課 ☎ 0299-72-0811

# 『こども福祉課』を

## 新設しました

こども福祉課(玉造庁舎)  
☎0299(55)0130

平成26年4月1日から、子育て支援を充実するため、これまでの保健福祉部社会福祉課の「子育て支援室」を『こども福祉課』として新設しました。

主な内容としては、子育て支援、医療福祉、保育所のほかに、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供のため、幼稚園と保育所の良さを併せ持つ「認定こども園」の普及、地域の子育て支援の一層の充実、さらには家庭児童相談業務の充実を図ります。子どもたちを社会全体で支える仕組みづくりが重要になっており、その課題に円滑に対応するものです。

また、社会福祉課「生活保護グループ」の場所が変更になりました。これからも、より一層市民サービスの向上に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。



### ■玉造庁舎1階の案内



### 児童扶養手当の額が

### 改定になります

こども福祉課(玉造庁舎)  
☎0299(55)0130

平成26年4月分から手当額が変更になります。

児童扶養手当額は、毎年の消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定する物価スライド措置がとられています。

### ◆平成25年10月から平成26年3月分までの手当額

対象児童数	全部支給のとき	一部支給のとき	全部支給停止のとき
1人目	41,140円/月	41,130円 ～9,710円/月	0円/月
2人目	5,000円/月を加算		—
3人目以降	対象児童1人につき3,000円/月を加算		—

### ◆平成26年4月分以降の手当額

対象児童数	全部支給のとき	一部支給のとき	全部支給停止のとき
1人目	41,020円/月	41,010円 ～9,680円/月	0円/月
2人目	5,000円/月を加算		—
3人目以降	対象児童1人につき3,000円/月を加算		—

また、平成12年度から平成14年度にかけて物価が下落した際に、特例法により手当額の引き下げを据え置いたことによる特例水準を解消するため、平成25年10月(▲0.7%)、平成26年4月(▲0.7%)、平成27年4月(▲0.3%)の3回に分けて段階的に手当額が引き下げられます。

平成26年4月分からの手当額は物価スライドによる変更分(+0.4%)と上記の特例水準解消分を合わせて0.3%の引き下げとなります。

## 広告募集

### 「市報行方」へ 広告を掲載しませんか

市では「市報行方」に有料広告を掲載される方を募集しています。

詳しくは秘書課まで

〒311-3892 行方市麻生1561-9

☎0299-72-0811 FAX0299-72-2174

受付  
広告原稿提出  
(発行1カ月前)  
↓  
広告掲載内容審査  
↓  
広告掲載決定  
↓  
掲載発行

## 真心込めた、自慢のお料理でおもてなし

### 宴会料理

ご婚礼・お子様の節句・祝い事の会合など  
様々なご要望に対応

お一人様 予算 3,000円～ 承ります

築地から仕入れる新鮮な魚介類を中心にした料理

◇大小九つの宴会場は約300名収容可能

ご婚礼・ご宴会

◇無料マイクロバス送迎も要相談

ニュー **ますみ** TEL0299-55-1550 ●行方市芹沢1790  
●月曜日定休

http://new-masumi.com/ FAX0299-55-3073

(祭りの場合は営業)

# 国民年金

## 過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方へ 国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されます

国民年金は、所得が少ないときや失業等により保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。

平成26年4月からは、過去2年1カ月分の免除申請ができるようになります。

- これまでは、過去分の国民年金保険料の免除（※）が受けられる期間は、申請の直前の7月（学生納付特例は直前の4月）までの1年以内でした。
- 平成26年4月からは、申請時点の2年1カ月前の月分まで申請できるようになります。

### 【失業などの特例免除の対象期間も拡大されます】

- 災害・失業などを理由とした免除（特例免除といいます）は、これまでは、申請時点の年度または前年度に災害・失業などの理由があることが条件となっていました。
- 平成26年4月からは、災害・失業などの前月から災害・失業などがあった年の翌々年6月までの期間について、特例免除の申請ができるようになります（平成26年3月以前にあった災害・失業も対象となりますが、過去分の審査対象期間は、2年1カ月前までです）。

### 【申請方法は】

市役所又は年金事務所に申請してください。詳しくは、下記の申請先までお問い合わせください。

（※）「免除」とは、全額免除、一部免除（3/4、半額、1/4）、若年者納付猶予、学生納付特例のことです。

### ◆ご注意ください◆

- 2年1カ月前の月分まで免除申請をすることができますが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合や失業などの特例免除が受けられない場合がありますので、すみやかに申請してください。
- 申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。なお、全額免除と一部免除は配偶者及び世帯主、若年者納付猶予は配偶者についても所得審査を行います。配偶者や世帯主が失業などに該当する場合も免除を受けられる場合があります。

【問い合わせ】水戸南年金事務所 TEL 029-227-3251 国保年金課（玉造庁舎） TEL 0299-55-0111

## シリーズ 国民健康保険



### 70歳～74歳の皆さまへ

#### 医療機関での窓口負担のお知らせ

平成26年4月からあらたに70歳になる人で、所得区分が現役並み所得以外の人の窓口負担が2割に変更になります。

ただし、すでに70歳になっている人の窓口負担は引き続き1割に据え置かれます。

昭和19年4月2日以降に生まれた方	<b>2割</b>	昭和19年4月1日以前に生まれた方	<b>1割</b>
医療機関にかかったときに、窓口で医療費の2割を自己負担します。		医療機関にかかったときに、窓口で医療費の1割を自己負担します。	

ただし、※現役並み所得者の方は、3割を自己負担します。

※「現役並み所得者」とは、同一世帯に、住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる方のことをいいます。

※誕生月の翌月診療分から該当になります（1日生まれの方はその月から該当します）。

国保の窓口へ届け出が必要です。

・・・忘れずに！

### 国保に加入するとき・やめるとき

#### ★加入するとき

- ・他の市町村から転入したとき  
（職場の健康保険などに加入していない場合）
- ・職場の健康保険などをやめたとき
- ・子どもが生まれたとき

#### ★やめるとき

- ・他の市町村に転出したとき
- ・職場の健康保険などに加入したとき

【問い合わせ】

国保年金課（玉造庁舎）

☎0299-55-0111